

令和3年斜里町議会定例会 9月定例会議 会議録（第2号）

令和3年9月16日（木曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 認定第 1 号 令和2年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 令和2年度斜里町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 令和2年度斜里町国立公園内森林保全事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 令和2年度斜里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 令和2年度斜里町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 令和2年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和2年度斜里町病院事業会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 令和2年度斜里町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第18号 斜里町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第12 議案第19号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第13 議案第20号 斜里町の町の区域の変更について
- 日程第14 議案第21号 緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務委託について
- 日程第15 議案第22号 下水道汚泥堆肥化に関する事務委託について
- 日程第16 議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第24号 斜里町ハラスメント相談員設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第25号 斜里町の行政手続における押印見直しに関する条例の制定について
- 日程第19 議案第26号 斜里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第27号 町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第28号 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第 2 2 議案第 2 9 号 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 3 議案第 3 0 号 斜里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

◎出席議員（13名）

1 番	今 井 千 春 議員	2 番	小 暮 千 秋 議員
3 番	久 野 聖 一 議員	4 番	山 内 浩 彰 議員
5 番	佐々木 健 佑 議員	6 番	木 村 耕一郎 議員
7 番	櫻 井 あけみ 議員	8 番	宮 内 知 英 議員
9 番	久 保 耕一郎 議員	10 番	若 木 雅 美 議員
11 番	海 道 徹 議員	12 番	須 田 修一郎 議員
13 番	金 盛 典 夫 議員		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬 場 隆	町 長
北 雅 裕	副 町 長
岡 田 秀 明	教 育 長
宮 山 貢	代表監査委員
増 田 泰	総務部長
高 橋 佳 宏	民生部長
茂 木 公 司	産業部長
芝 尾 賢 司	国保病院事務部長
馬 場 龍 哉	教育部長
伊 藤 菜穂子	会計管理者
松 井 卓 哉	企画総務課長
鹿 野 能 準	財政課長
結 城 みどり	税務課長
高 橋 正 志	ウトロ支所長
南 出 康 弘	環境課長
鳥 居 康 人	総務部参事
鹿 野 美生子	こども支援課長

伊 藤 智 哉	農務課長
森 高 志	水産林務課長
河 井 謙	商工観光課長
荒 木 敏 則	建設課長
榎 本 竜 二	水道課長
武 山 和 史	国保病院事務次長
菊 池 勲	生涯学習課長
村 上 和 志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

平 田 和 司	事務局長
竹 川 彰 哲	議事係長
鶴 巻 美 奈	書 記

午前 10 時 00 分再開

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 おはようございます。散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、木村議員、櫻井議員を指名いたします。

◇ 認定第 1 号から認定第 8 号 ◇

●金盛議長 日程第 2、認定第 1 号、令和 2 年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 9、認定第 8 号、令和 2 年度斜里町水道事業会計決算認定について、までの 8 件を一括議題といたします。

決算認定につきましては、日程第 2、認定第 1 号、令和 2 年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 7、認定第 6 号、令和 2 年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、までの説明を先に受け、そのあと監査報告を受けます。

次に、日程第 8、認定第 7 号、令和 2 年度斜里町病院事業会計決算認定についてと、日程第 9、認定第 8 号、令和 2 年度斜里町水道事業会計決算認定について、の説明及び監査報告を受けます。

質疑につきましては、一般会計および各特別会計の合わせて 6 件を行い、そののち各企業会計 2 件の質疑に分けて進めます。

なお、これから説明を受けますが、内容説明については簡潔明瞭をお願いをいたします。

はじめに、日程第 2、認定第 1 号、令和 2 年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 7、認定第 6 号、令和 2 年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、までの 6 件についての説明を求めます。伊藤会計管理者。

●伊藤会計管理者 （認定第 1 号～6 号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 説明が終わりました。次に、監査委員から監査報告を求めます。宮山代表監査委員。

●宮山代表監査委員 （監査報告 記載省略）

●金盛議長 次に、日程第 8、認定第 7 号、令和 2 年度斜里町病院事業会計決算認定についてから、日程第 9、認定第 8 号、令和 2 年度斜里町水道事業会計決算認定について、の 2 件について説明を受けます。それでは、認定第 7 号の説明は、武山病院事務次長。

●武山病院事務次長 （認定第 7 号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 次に、認定第 8 号の説明は、榎本水道課長。

●榎本水道課長 （認定第 8 号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 説明が終わったところで、暫時休憩いたします。再開を11時20分いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。監査委員から、監査報告を求めます。宮山代表監査委員。

●宮山代表監査委員 (監査報告 記載省略)

◇ 認定第1号から認定第6号 質疑 ◇

●金盛議長 内容説明並びに監査報告が終わりました。はじめに、認定第1号、令和2年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、令和2年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、までの質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 歳入に関することで伺います。今後、細かな決算審査が始まると思うのですが、その前段で、今回、令和2年度の一般会計歳入歳出の中で税収が大きく変わっています。これは決算審査の意見書にも記されていますように、コロナ禍による観光客入込みの減少に伴う納税猶予により固定資産税が約8千万円、町民税が約2500万円という部分で、それが集まっていない。これは国の方で、今回のコロナは特別という形で特例の期間、地方税の猶予というのがあったと思います。これによるものだというふうに考えておそれいいのかなと思っているのですけれども、うちの町の場合、全体的に固定資産税あるいは町税に関わる部分の猶予を受けた部分というのは、かなり予想より多かったのでしょうか。

またそれが、猶予期間が終わっていると思うのですが、そのあとの対応というのは、町の方でどのようにとっているのかを伺いたいと思います。

●金盛議長 結城税務課長。

●結城税務課長 昨年度の徴収猶予の申請の件数ですけれども、法人、個人合わせて14件ございました。猶予額、決定額としましては9301万9400円ということで、猶予額となっております。この金額につきましては、1年間は猶予するというので、納期から1年間を迎えたものについては、納付になってきております。参考までなのですが、8月末の時点で約9300万円のうちの4612万円が納付済みになっておりますので、順調にこの部分は納付になってきているというふうに判断しております。

全体の件数ですけれども、斜網地区の担当者との意見交換会の中でも、やはり斜里町はホテル業も抱えているということで、網走市と比較しましても、件数も多く納付の猶予の

金額も多いというふうに判断しております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 まだコロナの状態、経済的な部分では全然終わりが見えない。特にうちの町は、先ほど言ったように観光という部分に関しては、まだまだひどい状態が続いています。これは令和2年度の部分で、今、令和3年度はどうなのかという部分も含めて、決算の中ではこの数字を見ていかなければならないなというふうに思っている質問です。

もう1点伺います。今回の町税に対しての特例制度の中では、延滞金の扱いという部分がございます。私はいろいろなところの延滞金がどういう形になっているのかというのを、企業に対してのお知らせ、あるいは、町で出しているホームページの中での表現を見てきているのですが、延滞金は全額免除というところと、延滞金の全部または一部が猶予される。要するに減額されるというような表現をしているのは斜里町です、ほかにも何件かありますけれども。中には、延滞金は全額免除になりますよと。今回の特例期間の部分に関してのこれからの返済ですね。この違いというのはどこの部分で違っているのか、伺います。

●金盛議長 結城税務課長。

●結城税務課長 令和2年度の徴収猶予利用の特例に関しましては、国の方からも延滞金については取らないという、免除というふうになっておりますので、斜里町としましても、ここの部分の延滞金は免除というふうになっております。ただ今後、既にある徴収の猶予制度につきましては、延滞金は昨年度の数字でいきますと1.0%ということになっておりますので、今後については、この部分が加算されていくというふうに捉えております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。以上をもちまして、認定第1号から認定第6号までの質疑を終結いたします。

◇ 認定第7号から認定第8号 質疑 ◇

●金盛議長 次に、認定第7号、令和2年度斜里町病院事業会計決算認定についてと、認定第8号、令和2年度斜里町水道事業会計決算認定についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ございませんか。以上をもちまして、認定第7号から認定第8号までの質疑を終結いたします。

◇ 令和3年度決算審査特別委員会の設置 ◇

●金盛議長 ここで、お諮りいたします。認定第1号から認定第8号まで、各会計の決算認定については、議長および議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する、令和3年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査および決算審査に基づく必要な調査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、認定第１号から認定第８号まで、各会計の決算認定については、議長および議会選出監査委員を除く１１人の委員で構成する、令和３年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査および審査結果に基づく必要な調査をすることに決定をいたしました。

ここで、お諮りいたします。令和３年度決算審査特別委員会委員に、木村耕一郎議会選出監査委員を除く、今井議員、小暮議員、久野議員、山内議員、佐々木議員、櫻井議員、宮内議員、久保議員、若木議員、海道議員、須田議員、以上１１名の議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、令和３年度決算審査特別委員会委員は、そのように決定をいたしました。ここで、休憩をいたします。

休憩 午前１１時３８分

再開 午後 １時００分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。ここで、ご報告いたします。休憩中に、令和３年度決算審査特別委員会が開かれ、委員長および副委員長の選任がされました。委員長に須田議員、副委員長に久野議員が選出されました。以上で報告を終わります。

◇ 議案第１７号 ◇

●金盛議長 日程第１０、議案第１７号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第１７号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第１７号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第１７号についての質疑を終結いたします。

議案第１７号については、補正予算を伴いますので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのち、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第１８号 ◇

●金盛議長 日程第１１、議案第１８号、斜里町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第１８号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第１８号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 計画の全体に関して大きな意見はございませんが、この計画書の中に使われている資料で、できればちょっと変えた方がいいのではないかとこの部分がございまして、今聞いてみます。

資料の方の5ページにあります、斜里町の人口の長期的な見通し、これは人口ビジョン、社人研でつくられた部分だと思います。現在は2021年です。この計画がつくられる令和3年度、もう既に、この人口ビジョンに書かれているような数値ではないという部分、これは参考までに使われたといえればそれまでなのですが、過疎債をこれから、うちの町の計画としてずっと進んでいく中では、総合計画にもどんどん影響していきますし、前段の3ページ、4ページ、これは国勢調査によるものですから一番新しい資料をここに添付すればいいのではないかとこのように思います。

たかが資料とは思いますが、今後、私たちの町の人口推移の行く末、あるいはそれに関わる産業基盤、そういったものが、これらの計画の中の重要な位置づけに組み込まれていく中では、ある程度新しい、現在使われている資料というのを計画書の中にきちんと添付するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 ご意見という形でいただいたと承知しますが、掲載の資料について極力最新の情報に基づいてということのご意見かと受け止めております。ご指摘のとおり、そういう意味では、例えば国勢調査等につきましても、現在は速報値ということで、この後、正式な決定部分ということで出てきますので、それらの点につきましては、今後のこの計画につきましても恐らく、毎年になるかどうかはわかりませんが、改定の機会というのは随時出てくるかと思っておりますので、それらと合わせましてより最新のデータに更新をさせていただきたいというふうに考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 最新のデータを使ってこれからやっていくのは、それは当たり前のことなのですが、ここに今記載されている部分もさほど、これは社人研の部分です。長期的な見通しという部分を独自推計という部分も入っていますし、それにも伴う社人研、これは総合戦略のときによく用いられた資料で、かなり古い部分だと私も理解しています。だからこそ、今の数字を、うちの町の独自推計としてきちんと明記できる数字はもう既に過去の分が入っているわけですから、2015年、2020年でどうだったか、そして2025年に至る部分というのは、きちんと書き加える方がいいのではないかとこのように意味で言っています。

当然、推移的には変わってくるはずですし、2021年の人口も今の状態では、国勢調査によらずとも、毎月ホームページでも記載されている部分もあります。その辺の数字をきちんと全体的に使ってつくっていくのが、うちの町の独自の計画ではないでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 本計画の策定に当たりましては、今ご指摘のように、斜里町人口ビジョン、それに基づいての斜里町まち・ひと・しごと創生総合戦略、この計画をベースにという形でつくらせていただいているということになります。そういう意味では、ここの5ページで斜里町の人口の長期的な見通しというのは、記載のとおり斜里町人口ビジョンから掲載を転記しているというふうなことになりますが、改めての町独自推計という部分については、その後新たなものというのは、特に作成はしている状態ではありませんので、確かに掲載としては古い情報だというご指摘は承知するのですが、今現在としては、人口ビジョンの町独自推計というのはこれが一番新しい数字ということになりますので、また新たな数値が作成された折には、このあたりも更新をさせていただきたいと思いますが、今現在としてはご理解をいただきたいなと考えるところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 全体の計画の中にあります情報という部分でいきますと、私たちがこれから今後、町はどういうふうになっていくかという部分は、こうした情報の積み重ねの中で、皆さんが知恵を絞って、町長がいつもおっしゃられるように、本当に知恵を絞っていろいろどこが弱いのか、どこに問題があるのかということを見ていくための一つのデータとしての資料で、ここに記載されていると私は思っています。

この計画を今はじめて作成するのですから、今のきちんとした人口推移を十分反映させた部分を可視化しておかなければ、計画としてはいけないのかなという思いです。

町独自の推計を出すのにそれほど時間がかかるとは思いませんし、この推計自体も第1期と第2期のときに随分変わってきています。それをもとにしましたら、今現在の人口という部分をしっかりと明記していった方がいいのではないかという、繰り返しますが、そういう思いです。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 この計画への記載については、基本的にはいわゆるオフィシャルな形で国勢調査にしろ、人口ビジョンにしろ、人口ビジョン、独自の斜里町としてのビジョンにしろ、基本的には正式に既に発表されているものからの引用を掲載するということになっておりますので、その部分で、今後の改定の中でできるだけ新しいデータを掲載していくという考えは持っておりますけども、この計画上、議員のおっしゃることも分かるのですが、ここにはそういう形で正式に既に発表されているものを転載する。そういうような流れとなっております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。宮内議員。

●宮内議員 資料集にあります、パブリックコメントに関してと、子育て支援について伺います。パブリックコメントの中では、子どもの医療費の無料化に対する意見が10件寄せられています。その内容は、子育て支援の施策として非常に積極的な提言がされているというふうに理解します。教育委員会の考え方と対応というのが最後に記載されています

が、ここでの記載を見ますと、意見については、今後予定する第7次総合計画策定に向けた協議の内容を計画に反映させていく考えでありますということで、見方によっては意見はもっともだと、今後の過疎計画に反映させていく考えだということが、教育委員会の考え方として示されているというふうに私は理解するのですが、そのように理解したのでよろしいかどうか伺います。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 私の言葉足らずかもしれませんが、こちらのパブリックコメントの結果の下の部分、町と教育委員会の考え方ということでございます。今、議員にご指摘いただいた、今後の第7次計画の策定に当たっての協議の内容を計画に反映させていただく考えという部分につきましては、上段に項目立てをしておりますが、子どもの医療費の無償化についての記載ということになっております。

給食費の無償化につきましては、下の丸で言うと、二つ分ということが給食の無償化にかかる部分ということになりますので、ご承知いただければと思います。

●金盛議長 宮内委員。

●宮内議員 給食費の無償化に関する質問を私はいたしておりません。子どもの医療費の無料化について伺っているわけです。要するに教育委員会としては、このパブリックコメントを妥当なものだというふうに捉えているのかどうかについて聞いているのです。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 パブリックコメントに関しまして、給食費を無償化してはどうかというようなご意見でございますので、教育委員会といたしましては当面はこれを継続して、低所得者に対しましても現在、就学援助を行っておりますので、それを引き続き継続したいという考えでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 私は、給食費の無償化について伺っているのではないのですと、先ほども言ったと思いますけれども、医療費の無料化についてのこのパブリックコメントは、妥当なご意見をいただいているというふうに教育委員会は理解しているのかどうかを聞いているのです。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 ただ今、宮内議員の方から子どもの医療費の無償化について、町の方でパブリックコメントの回答に対してのご意見かという部分で理解させていただきましてご説明を申し上げます。

パブリックコメントということで貴重なご意見の方はいただいておりますけれども、この計画の部分の詳細、枝葉の部分の議論につきまして、改めてこちらの方につきましては、政策的な部分に関わる内容となっておりますので、記載のとおり第7次の総合計画の中で、町民も交えた部分の中で検討させていただきたい。そしてその結果を、こちらの方の計画

の方に反映させていきたいということで、パブリックコメントの方は回答させていただいたという経過でございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 要するに子どもの医療費の無償化については、今後その実現を図るべく第7次総合計画策定に向けた協議とともに、過疎計画にも反映していくという考え方でいるわけでしょうか。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 こちらの方の部分につきましては、多面的な部分の中で子育て支援、まちづくり全般の部分で、この総合計画の中でご議論されると思われます。その中で本当にどの事業を入れて、どの事業を活用するか、そしてこの過疎計画の部分につきましては、あくまで財源のための、どう過疎債を使うかという財源の部分の計画ですので、政策的な、こういう福祉事業を展開する、この事業はここを優先してこちらの方はやめるとか、いろいろな部分は総合計画の、全体の中でご議論される所かなと。そこで、ほかの事業よりもこれを優先すべきという中で財源確保を求める、そういう状況になればこちらの過疎計画の方に、記載の方をしていくというような流れになろうかと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今回示された過疎計画に対して、町民から寄せられたパブリックコメントのこの子どもの医療費の無償化については、第7次総合計画の政策に属する部分はあるとは思いますが、いずれその実現を図るべく対応していくということでよろしいのかということなのです。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 私の方の説明が足りないところもあるかと思いますけれども、町としてもパブリックコメント、いろいろな部分でご意見の中で、今回10件のご意見をいただいています。

また昨日も一般質問の中で、この部分の話題になっている、いろいろところでこの医療費の無償化という部分で、端的に言うと、ほかの自治体との比較という部分もあるかと思います。現場の担当職員の方からも聞いている中で、やはり財源問題が大きなところで、都市部の方ではなかなか財源の部分でこれに取り掛かりができない。また小さい町の方でいくと、小人数の子どもなので実現が可能だったとか、いろいろな部分の情報収集は取り組んでいるところでございます。

どちらにしてもこちらの方の無償化という部分につきましては、恒常的な財源措置がどうしても必要不可欠かというふうに認識しておりますので、そちらの方の財源をどのように見つけていくかというものの一つとして、この過疎の部分があるかと思いますけれども、こちらの方もソフト事業という部分では4千万円くらいというふうに聞いておりますが、全体の中で果たしてどの事業を充て込んでいくかという部分については、まだま

だ検討の余地があるかというふうに考えております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第18号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第18号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第18号について、討論ございませんか。
（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号について、採決を行います。議案第18号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第18号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第19号から議案第20号 ◇

●金盛議長 日程第12、議案第19号、新たに生じた土地の確認について、から日程第13、議案第20号、斜里町の町の区域の変更について、までの2件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 （議案第19号～20号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第19号 質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第19号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

◇ 議案第20号 質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第20号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

◇ 議案第19号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第19号について討論ございませんか。
（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号について、採決を行います。議案第19号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第１９号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第２０号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第２０号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２０号について、採決を行います。議案第２０号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第２０号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第２１号から議案第２２号 ◇

●金盛議長 日程第１４、議案第２１号、緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務委託について、から日程第１５、議案第２２号、下水道汚泥堆肥化に関する事務委託について、までの２件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。議案第２１号について、伊藤農務課長。

●伊藤農務課長 （議案第２１号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 次に、議案第２２号について、榎本水道課長。

●榎本水道課長 （議案第２２号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第２１号 質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第２１号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 小規模の水力発電に関して、うちの町もこの事業と一緒に取り組むということで、今こういう整備ができてきて良かったというふうに思っています。

一方で、委員会の中でも何回か質問させていただいたのですけれども、この水力発電による、今、国が全体的に取り組んでいるカーボンニュートラルに関してなのですけれども、他町と一緒に発電施設を持って、なおかつそれが自然エネルギーによるという部分になります。自然エネルギーによった部分、これからは政権が変わってどうなるかわからない部分がありますけれども、世界に向けて日本は２０２５年脱炭素という部分に大きく取り組むという形で表明しています。

恐らく今、大きな企業には脱炭素のＣＯ２の削減というポイントがいろいろ付加されて、それを求められているＳＤＧｓの一環としてなっていると思うのですけれども、今後

うちの町では、公共施設として二酸化炭素の排出という部分がおそらくいろいろ計算されて出ている数値があると思います。そういった部分に、こうした発電施設で発電した部分、要するに自然エネルギーの発電によって得られる部分のクレジットみたいなのが、うちの町にも、この発電の中で得られた電力、それを使うと言ったらおかしいですけども、そのクレジットが所有できるようになるかどうかという部分を伺いたいと思います。

というのは、今後、おそらく一般企業だけではなく自治体にもこういったクレジットが課せられてくるということは明白だと思います。そうした中で、なかなか公共的な部分での自然エネルギーというのは、我が町では少ない方だと思っておりますので、そういった中で、こうした水力発電で発電されたワット数がクレジット換算されるようになるということは非常にいいことではないかと思えますし、うちの町の一つの資源として持つべきと思っているのですけれども、そういうような使われ方が組合というか一緒に、五つの市町村の中で分配されたりできるようなものなのではないでしょうか、そこを伺いたいと思います。

●金盛議長 伊藤農務課長。

●伊藤農務課長 ただ今の櫻井議員のご質問への明確な答えにはならないかもしれませんが、先日の産業厚生常任委員会で同様のご質問をいただいた後に、私の方でもいろいろ調べた結果、もちろんこの緑ダムの小水力発電事業の大きな目的は二つございまして、一つが、国営畑地かんがい事業の維持管理費の経費の節減、それともう一つが、二酸化炭素の削減でございますので、そういったこの二つの大きな目的からいくと、今、櫻井議員のご指摘があった事項については、当然当てはまるというふうに認識をしておりますけれども、それが1市4町でどういう取り扱いになるかについては、今後の事務レベルの協議等でしっかりと協議させていただきたいなと思っております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 脱炭素という部分は、私個人的には、今脱炭素といってもうちの町にはこれだけ広大な緑の森林環境がございますし、そこでのCO₂の削減、そして酸素の排出という部分では、もう相殺されて逆にプラスになるのではないかというふうに思っています。

しかし、企業が動いている今、日本で取り組んでいる脱炭素という部分でのクレジット制という部分の大きさを考えましたら、やはり自治体にいくつかの施設設備において、そういう部分を実現しなさいというものが課せられてくるかもしれないなと思っています。

これは環境の方の課題になると思うのですけれども、こういった部分を、うちの資産として持つような形で動いていっていただきたいなと思っの質問でした。

もう1点。伺いたいのですけども、汚泥の処理に関して、網走の汚泥処理では・・・。

●金盛議長 櫻井議員。質問は1個ずつお願いします。脱炭素に関する質問ですよね。まず答弁いただいてから、次の汚泥のところ。まだ質問を受けていませんので。

●櫻井議員 ということで脱炭素に向かって、うちの町がこういった資源を持つという必要性に関してはどのように感じていますか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 議員ご指摘のとおり、そういう視点で国と協議をしていくという部分については、あつていい視点だというふうに思います。ただここはちょっと難しい部分がございます、まだ私も確認しているわけではないですけれども、この施設というのは土地改良財産でございます。ですからこれは特にダムといいますと、直接でいいますとまだ基幹施設でございますので国のものなのです。維持管理を1市4町が受けているわけですが、その部分で算定されるのか、それとも国の大きな部分の中で相殺されてしまうのかという部分でいうと、ちょっと解明しないとならない部分がまだあるのかなという部分であります。

いずれにしても、クレジットの仕組みがどのように算定されるのかということは今後明らかになってくる部分でございますので、その段階で当然ながら、うちは18.4%という負担の中でやっておりますから、当然全体の中で配分されれば、これに従った分配を受けていくものというふうには思っております。ですから今の段階では、一概に当たるのだというようなことまでは言い切れないかなというふうに思っております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 おっしゃるとおりだと思います。またクレジットという言葉になるかどうか、クレジットは以前のカーボンニュートラルの部分でしたけれども、ただもう今は企業で、例えば自治体で建設した建物を、指定管理をA社が受けたとしたときに、そこで使われている消費電力などが指定管理を受けている企業でそれを使えるという形にもなっていて、各企業ではそれを集めるところをいろいろと探しているということも聞いておりますので、ぜひもしもそういう、今、副町長がおっしゃったようなことが可能になりましたら、町としても有効に活用していただきたいなと思います。

もう1点、先ほどの汚泥処理の関係で・・・。

●金盛議長 一旦21号の質疑が終わってから、次の22号についての質疑を受けます。ほか、議案21号についての質疑ございませんか。これをもちまして、議案第21号についての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。再開を2時15分といたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。議案第22号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 先ほどの下水道汚泥の説明にありましたとおり、この網走市の下水道汚泥の処理施設というのは堆肥をつくるという形なのですけれども、その中間で下水道汚泥から出ている、一般的にバイオガスみたいな部分を利用しているだとか、そういうような施設

ではないのでしょうか。

●金盛議長 榎本水道課長。

●榎本水道課長 今のご質問は、汚泥を途中で利用する施設かということ、網走市の施設の話ということでございますか。網走市の施設は、純粋に網走市で出た下水道汚泥を堆肥化して、網走市の農家に配布されているという堆肥化施設でございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 その堆肥化する際に出てくるガス、いろいろな種類のガスがありますけれども、それを再利用しているだとかという部分の施設ではないのでしょうか。

●金盛議長 榎本水道課長。

●榎本水道課長 ほかの副産物を利用しているという施設ではございません。

●金盛議長 ほか、ありませんか。これをもちまして、議案第22号についての質疑を結びたいします。

◇ 議案第21号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第21号について、討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号について採決を行います。議案第21号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第21号については、原案のとおり可決されました。

●金盛議長 次に、議案第22号についての討論採決ですが、補正予算を伴いますので、討論採決を保留とし、関連予算質疑が終結したのち、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第23号 ◇

●金盛議長 日程第16、議案第23号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 （議案第23号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第23号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 今回のこの代表電話対応を命ぜられた職員ということになっていますが、これはどのような方が当たるようになっていきますか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 現状、庁舎の職員、正規職員ということで考えております。

- 金盛議長 若木議員。
- 若木議員 職員の労働条件に関する事項については、このような条例などが提案される前に労使の合意が必要だと思いますが、合意には至っていますか。
- 金盛議長 松井企画総務課長。
- 松井企画総務課長 その点につきましては、現在交渉中というところでございます。
- 金盛議長 若木議員。
- 若木議員 合意に至ってない中で、今回、10月からこの業務が始まるとお聞きしていますが、これについては、この10月1日までに合意を得られるということになっているのですか。
- 金盛議長 松井企画総務課長。
- 松井企画総務課長 交渉につきましては現在努力しているところでございますけれども、そこまでに、その整備が至らないという状況になりましたら、そこは管理職による対応を考えているところでございます。
- 金盛議長 若木議員。
- 若木議員 合意が得られなければ管理職が行うということですが、これは管理職だけの条例ではありませんので、やはりこの条例を、私たちが審議する前には労使の合意をきちんと得ておくべきではないかと思うのですが、これについてはどうお考えですか。
- 金盛議長 増田総務部長。
- 増田総務部長 基本的に労使の中で協議を事前に済ませておくべき内容かと思いますが、今回この状況が、期限が切られた中で対応する必要がございましたので、協議をさせてもらいながら、できるだけ早く合意を得ながら対応を図っていきたいと考えております。
- 金盛議長 若木議員。
- 若木議員 今回の新しい業務もそうですけれども、職員の皆さんはやはり時間外でさまざまな業務に当たっていると思います。そのような中で働く環境を、ストレスなく働ける環境を守っていくということも大切だと思いますので、合意に至るまでは丁寧な協議を進めていただき、その職務に当たる方々が健康に働き続けられような配慮をしながら、この業務の協議を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- 金盛議長 増田総務部長。
- 増田総務部長 今、議員からご指摘いただいた点には十分留意しながら進めていきたいと思っております。
- 金盛議長 ほか、ありませんか。宮内議員。
- 宮内議員 ただ今の説明では、まだ職員組合との合意に至っていないということですが、条例提案するのであれば、従来から職員労組との協議が整った段階で制度を見直す。または給料の改定など実施してきたと思うのですが、今回については、この提案は時期尚早ではないか、整った段階で条例提案すべきと考えますがいかがでしょう。

うか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 現在、業務を委託しております高齢者勤労センターさんの方のご事情もあって、早期の対応が必要ということでこのような、短い時間の中で協議を進めざるを得ない状況になったということですので、ご理解をいただければと思います。

●金盛議長 ほか、ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 もし職員組合との合意がないままこの条例が改定されたとして、職員がもし命令を拒否した場合どうなりますか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 現在の当直体制はとれなくなりますので、管理職で対応することになるかと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 管理職が対応する問題ではなくて職員が、電話当直といいますか、夜間電話の業務に当たるようにという命令を受けた。しかし、その職員はそれに従わなかったという場合にはどうなりますかということを知っているのです。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 経過的な部分は部長、課長が申したとおりでございまして、やむを得ない理由のために、この対応でいきたいという部分です。

手当を支給するという部分については、当然ながらそういう不自由をかけるという部分の中でのことですので。議員がおっしゃるのは、なかなかわかりづらい部分があるのですけれども、部長が申したとおり、この対応をする上で合意をまず取り付けるという努力はさせていただきたいということは、ご理解いただきたいと思います。

それでその上で、間に合わなければそれは管理職で対応する。議員は、そこで管理職が拒否した場合はどうなるのかという質問でしょうか、違いますか。管理職も職員なわけですので、基本的には、これは職務命令という形になりますから、当然ながらそれについていただくというのが基本だと思っております。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 副町長はわかりにくいという答弁をされましたけれども、要するに代表電話対応を命ぜられた職員ですから、職務命令を受けた職員がその職務命令に従わなかった場合、どういう処分なり、対応がありますかと聞いているのです。わかりやすいではないですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 当然ながら職員側にも事情があつての拒否という部分だと思うのです。ですから、その無理のない中で配置していくというのが、まず私たちの基本ですけれども、話を突き詰めていくと職務命令に対して、それにそぐわなかったものに対しての処分はど

うするかというふうに聞かれれば、それは人事評価なりの部分の中で対応するしかなくなってくるということだと思いますけれども、そこに、ことは持っていくという考えを、持っているわけではありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 私も副町長が今答えられたとおりだと思います。そういう状況に持っていくべきではないと、やはり労使の話し合いによってお互いに納得した上で、役場の代表電話、業務に当たるといのが私はあるべき姿だと思うのです。そういう観点からいきますと、まだ現在、協議中で、協議が整っていない状況で条例提案するのは、やはり時期早尚ではないかと思うわけです。これは思うのがおかしいですか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 繰り返しになりますが、そういう意味で話し合いを今持たせていただいていますので、順序が逆になっているという点は大変申し訳ないと思っておりますが、10月1日から、夜間の宿直体制が民間委託の中で取れないということがはっきりしていますので、それまでに話し合いを進めるということで、今回、順序が逆になっていることについては、大変申し訳なく思っておりますが、条例提案についてはお認めいただきたいと思います。

●金盛議長 ほか、これをもちまして、議案第23号についての質疑を終結いたします。議案第23号については、補正予算を伴いますので、討論採決を保留し、関連予算質疑を終結したのち、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第24号 ◇

●金盛議長 日程第17、議案第24号、斜里町ハラスメント相談員設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 （議案第24号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第24号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。木村議員。

●木村議員 私はハラスメント相談員の設置に対して、基本的に大賛成の立場でありますけれども、法律上の観点から確認をしたい点がございます。今、課長から説明があったように、相談員については要綱に載っていると、こういう説明でありました。これは整理に関する条例で、今、議会の議決にあげているのですけれども、設置根拠は基本的には要綱だと私は思っているのです、根拠そのものは。要綱で附属機関が設置できるかと問われればノーと言わざるを得ない。そこで、いわゆるこの要綱をもってできないから、あえてこの整理に関する条例で制定すると。言ってみれば、私から言わせると簡単に言うと、裏わざなのですけれども、こういう理解でいいのかどうかについてお答えをいただきたい。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 ハラスメントにつきましては、これまでも私からもその別の定めをもって運用したいという話をさせていただきました。その件に関しては、昨日の一般質問の町長の答弁にもあったとおり理解度を深めるためということで、運用したいというところで行ってまいったところでございます。要綱の持つ性格と申しましょうか、こちらとしては町長などが所属の機関の職員に対して命令するものであると。法的な根拠を有する部分というのももちろんございますけれども、有しないという部分もございます。ただ職員に対して、内部的な事務運営に対して、指揮監督するための命令であるというところがございまして、職員は当然ながら従う責務があると、要綱においても考えているところでございます。

このたびのハラスメントにつきましても、職員の内部的な取り組みであるという部分もございまして、他の自治体の運用においても要綱や規程、こちらにおいて運用しているという形式が多いというところもまた現状でございます。そういったところをいろいろ勘案して要綱での運用というふうにさせていただいたところでございます。議員のお話のとおり、附属機関設置条例、あと非常勤特別職もそうなのですが、こちらの方は条例によって定めなければいけないというところがございますから、その明記に関しては条例で定めるところでございすけれども、実際の運用、やり方というところでは要綱というところでさせていただいたところでございます。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 実は最近の裁判所の判例、皆さん行政マンはよく分かっているかなと思います。自治法では附属機関条例主義という基本的な考え方があります。これは、この附属機関条例主義というのはどちらかというと、法学部のテーマになるような、言ってみれば法律の一つの主義として、そういう位置づけがあって、それが自治法にしっかり明記されているということが第1であります。

それからもう一つは、裁判所の判例が最近とみに多くなって、実はこの手の訴訟がよく起きています。簡単に言うと、要綱を設置根拠にした附属機関、これは無効であるという判決が神戸地裁、大阪地裁、大阪高検と、かなりの裁判所がその判決を下してしております。最高裁まではまだいっていませんから最終判決にはならないかもしれませんが、そこで、いわゆる各地方公共団体、市町村は言ってみれば泡食ったのです、要綱で設置の附属機関を無効とされる判決ですから。まして、先ほど言ったように附属機関条例主義、これが裁判所で明確に言われたのです。一番被害がこうむったのは高槻市という、関西の市なのですが、そこが20数件の違法判決が出た。行政の中で附属機関が20数件、無効ですよ、違法ですよ。この判決が出てしまった。私も高槻市のホームページを見えます。そうすると、うちと同じような形で、附属機関を設置しないわけにいかないの、この手の条例でつくったという形なのです。つまり私から言わせれば、裏の裏なのです。

れども、先ほど言ったように。これをつくっていったのだけれども、本当にそうかいと。いわゆる本来の法の持っている精神、原理原則はやはり、設置期間そのものはいわゆる法や条例に基づいて、それを根拠にして設置するものと、これはいわゆる形式民主主義みたいな形で、条例で特別取り出したから、ここで議決をしますよと。

それからもう一つは課長から説明があったように、ハラスメントの要綱なのですからけれども、総務委員会でも見せていただきました。最初にこの訓令はとありました。いわゆる通常余り見ないパターンなので私もびっくりしたのですけれども、何でこの要綱は、としないかったのかと、これは課長の説明も聞いて少しわかり始めてきたのですけれども、1点目はこの訓令というのは命令形式です。要綱は内部のマニュアルなのですね。ですから法の根拠を持たない。そういう意味では、この附属機関の設置というのは、ちょっと疑わしい、もちろん駄目なのです。いわゆるそういうパターンで来て訓令を出したと、訓令を余り見ないものですから、訓令は訓令で独立の部分も実は存在しているのです。

町長は命令を出したか出さないかは別としても、訓令は余り使わないのですけれども、実は砂川市のホームページを調べてみました。砂川市では訓令というカテゴリーの中に全て要綱も入っているのです。全部ではないのですけれども、要綱の中に、この訓令はうちと同じハラスメント要綱のと同じように、要綱を使わないで、訓令を使っている。それで砂川市の法制の担当部署に電話をしてみました。なぜ要綱は、としないで、この訓令は、としたのですかと、そうしたら砂川市さんは明快でした。訓令とするのは告示か公示する、そういうときには訓令を使っています。それで、なぜかといいますと、要綱の中にうちもあるのですけれども補助金交付要綱だとか、町民だとか産業団体などに、いろいろな形で助成する要綱があります。これは告示や公示は外に知らせなければならない行為が発生します。

それから、先ほど課長が説明した部分、要綱の中で内部規則みたいな部分で、マニュアルみたいな要綱もあります。ですから、この部分で、うちの要綱については訓令という言葉が正しいかどうか、クエスチョンマークが出てくる。外部に知らせなければならないのではなくて、課長が説明のとおり内部規則です、内部マニュアルです。そして、それを根拠にして別な条例というか整理に関する条例にほとんどあげてきたと。議会の議決を得たのだから要綱であげたのではないですよ。いわゆるこの条例でもってクリアしたのですよ。こういうやり方というのは本来どうも、あまり好きなやり方ではないのだけれども、この条例の持っている意味、位置づけというのは行政のほうでどう考えていますか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 今回冒頭で、議員からも相談員の配置については賛同いただけるという部分だったかと思います。何より使いやすいといいますか、定着しやすい制度を早くつくるのだというのが、この目的です。そういう中で、国も人事院規則の中でこのコンプライアンス、失礼しました、ハラスメントですね。これを規定している部分があります。国の方か

らも人事院規則、これに倣って要綱を早く整備しなさいという部分の指導がされております。いつなのだということで調査ものが来ているという部分がございました。

そういう中で、本来筋の筋道ではないのかもしれませんが、報酬の支払い、これの根拠条例を持たなければならない。これは先に、例えば総合計画の策定委員会条例等をつくったときに、そういう根拠もしっかりしないとならないという中で、二通りありました。それぞれ単発の部分で、根拠を持たせたもの。また、そのときに従来からあったものを位置づけたものというのがございました。そういう中で、今回、附属機関の設置について、またこの報酬の支払いの根拠になるものという部分で、この部分を活用させていただいたということでございまして、何よりもこの制度を早く整備したいという中での思いでございましたので、ご理解をいただければというふうに思っています。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 今、副町長答弁のとおり、私も相談員の設置については大賛成と言っているだけの話なのです。本来はやはり法律を正しく使うというか、正しく運用するというのは必要なことなので、特に今答弁があった人事院規則の10-16に規定しているのです。その部分で私も人事院規則は読みました。それ以外に、昨日一般質問で言いましたように、パワハラ防止法、いわゆる改正労働施策総合推進法なのですけれども、これが6月にでき上がって、国も早速それに、法律に基づいて各地方団体に通達を出している。

これは私も委員会で確認をしているので知っていると思いますけれども、その通達が10月2日に総務省から出ている。これはネットからプリントアウトして持ってきましたから、もう今はないのですけれども、その通達を読むと、いわゆるパワハラについては窓口の設置をしなさいと、総務省からの各市町村に対する通達であります。プラス、その窓口を設置したら職員に周知をしなさいと、この通達なのです。その窓口はどこにあるのかと、どこに設置するのかと言ったら公平委員会なのです。公平委員会にすぐ確認をしましたら、いやそれはという話なので、あれってという話なのですけどね。つまり各市町村でばらつきがあると、窓口の職員に対してパワハラは個々に相談しなさいという周知、それから相談の設置、こういう形でなかなかきちんと機能していないというか、義務を果たしていないというか、そういう形があります。

それともう一つは、やはり私はこの相談員設置については大賛成なのですが、やはり法律を正しく使っていくと、これは非常に大事なので、本来は委員会で担当課長がこの要綱ではなくて、コンプライアンスとハラスメントの二つの条例的なものでやっていきたい、条例的というか、やっていきたいという一応考え方を示したと。それで私も条例ができるのだなと期待をしていたら要綱だったということもありますので、そこら辺は逆にここで質問したいと思います。なぜ条例にしないで、要綱になったのか。ここについて、もう一度聞きたいと思いますのでご答弁をいただきたいと思います。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 これまでも別につくっていくという話をしておりまして、私から別の定めを持ってやっていきたいというお話をさせていただいたところだったので、私の説明が少し足りなくて、そこは申し訳ございませんでした。

ただ要綱として先ほどもご説明させていただいたとおり、職員への命令や指示することというところは変わっておりませんので、そこによってしっかりと運用はしていきたいと考えているところでございます。

●金盛議長 ほか、ありませんか。なければこれをもちまして、議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第24号については、補正予算を伴いますので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのち、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第25号 ◇

●金盛議長 日程18、議案第25号、斜里町の行政手続における押印見直しに関する条例の制定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 （議案第25号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第25号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ございませんか。これをもちまして、議案第25号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第25号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第25号について、討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号について採決を行います。議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第25号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第26号から議案第27号 ◇

●金盛議長 日程第19、議案第26号、斜里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、から日程第20、議案第27号、町税条例の一部を改正する条例について、までの2件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。結城税務課長。

●結城税務課長 （議案第26号～27号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第 26 号 質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第 26 号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ございませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第 26 号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第 27 号 質疑 ◇

●金盛議長 続いて、議案第 27 号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第 27 号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第 26 号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第 26 号について、討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号について採決を行います。議案第 26 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第 26 号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 27 号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第 27 号について討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号について採決を行います。議案第 27 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第 27 号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 28 号から議案第 30 号 ◇

●金盛議長 日程第 21、議案第 28 号、斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第 23、議案第 30 号、斜里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてまでの、3 件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 （議案第 28 号～30 号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。再開を３時３０分といたします。

休憩 午後３時１６分

再開 午後３時３０分

◇ 議案第２８号 質疑 ◇

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。まず、議案第２８号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第２８号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第２９号 質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第２９号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第２９号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第３０号 質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第３０号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第３０号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第２８号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第２８号について討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２８号について採決を行います。議案第２８号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第２８号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第２９号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第２９号について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２９号について採決を行います。議案第２９号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第29号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第30号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第30号について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号について採決を行います。議案第30号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第30号については、原案のとおり可決されました。

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日は、これをもちまして、散会といたします。

午後3時32分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員